

個人情報等の取扱いに関する個人情報保護委員会への報告について

2023年9月29日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、個人情報保護委員会からの指導文書に基づき、個人情報等の取扱いに関する報告書を同委員会に提出しましたのでお知らせします。

当社は、2023年6月29日、個人情報保護委員会より「FIT送配電買取情報の表示」および「経済産業省「再エネ業務管理システム」への不適切なアクセス」に係る個人情報等の取扱いに関する指導文書を受領しました。

指導内容

<FIT送配電買取情報の表示>

- ・システムを構築・改修する場合、関係部署と連携し、個人情報保護の観点で問題がないか、相互確認を行う体制を構築すること
- ・内部監査において、個人データの取扱いに係る規律に従った運用を確実に確保するとともに、アクセス制御の継続的な見直しを実施すること
- ・個人データの取扱いに係る規律に従った運用に関する研修を実施すること
- ・策定した再発防止策を確実に実施すること
- ・個人情報の適正な取扱いについて、全社的に総点検を実施し、必要に応じて改善策を講ずること

<経済産業省「再エネ業務管理システム」への不適切なアクセス>

- ・適切なアクセス制御が実施できるよう、定期的に監査を行う等して個人データの取扱状況を適切に把握すること

これを受け、当社は、本日、指導内容に対して講じた措置（再発防止策）および、総点検の結果を同委員会に報告しましたのでお知らせします。

なお、総点検の結果、当社と北陸電力株式会社（以下、北陸電力）が共同で利用するシステムにおいて、当社が管理する電柱敷地管理等に関するお客さま情報の一部が北陸電力側のシステム画面上で閲覧可能な状態となっていることが分かりました。

本情報については、北陸電力側からの閲覧ができないように速やかに閲覧を制限する措置を講じるとともに、北陸電力側での他所への情報漏えいや不正利用等の不適切な取扱いがなかったことを確認しております。また、新電力の顧客情報など電気事業法上の行為規制に抵触する内容も含まれておりません。

本事案は、お客さまの個人情報の取扱いとして不適切なものと受け止めており、お客さまにご心配をおかけしていることについて、深くお詫び申し上げますとともに、今後、個人情報の適切な取扱いを徹底し再発防止に努めてまいります。

以上

別紙：報告書の概要

報告書(指導内容に対して講じた措置および総点検結果)の概要

1. 指導内容に対して講じた措置(再発防止策)

<FIT送配電買取情報の表示>

| 再発防止策 |
|--|
| <p>◆システム改修時の関係部門間での連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを構築(改修を含む)する場合は、個人情報を取り扱うかどうかを業務主管部と情報システム部門で相互チェックし、個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱状況に問題がないかをチェックシートで確認 |
| <p>◆内部監査実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理部が行っていた「コンプライアンス推進」と「内部監査」の機能を明確に切り分け、内部監査の専門部門である「内部監査室」へ改組。内部監査機能を独立部門化し、機能を明確化(2023年7月組織改正済) 情報システム部門および業務執行箇所(第1線)において行うセルフチェックに関して、コンプライアンス推進部門(第2線)が全社的・部門横断的な視点で整備状況の横並びをチェックし、内部監査部門(第3線)は、独立した立場から上記の整備・運用状況を継続的に監査する3線ディフェンスを意識した内部監査実施体制の強化 |
| <p>◆アクセス制御の継続的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ID・パスワードの適正な管理に関する社内規則の整備と、定期的なアクセス権の確認 |
| <p>◆個人情報保護および行為規制に関する社員研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為規制遵守および個人情報保護・法令遵守の徹底に関する社長メッセージの全社への発信 個人情報保護および行為規制に関するeラーニングを定期的実施 コンプライアンスメールマガジン等による周知徹底を定期的実施 |
| <p>◆再発防止策の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 3線ディフェンスをより意識した体制に見直し、第1線、第2線、第3線の全てのラインにおいて、検証内容を強化しPDCAを継続的に回す 社長を委員長とする法令遵守委員会に外部専門家(社外弁護士)を新たに招聘し、再発防止策について継続的に検証 |

<経済産業省「再エネ業務管理システム」への不適切なアクセス>

| 再発防止策 |
|---|
| <p>◆異動時の業務情報の持ち出し制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務情報の持ち出し制限ルールについて、社内規則を整備 当所在籍時に知り得た情報を持ち出していないことを確認(誓約書の提出等) |
| <p>◆アクセス制御の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用許可を受けた従業員のみがアクセス可能となるよう、インターネットへの接続用システムに設定 パスワード管理に関する社内規則の整備およびパスワード管理状況の定期的な点検 アクセスログの定期的な点検 点検が適切に行われていることを内部監査部門で定期的確認 |

2. 総点検の結果

総点検結果 等

◆総点検の結果

- ・当社が北陸電力と共有しているシステムにおいて、以下の情報が、北陸電力側のシステム画面上に表示され、閲覧可能な状態であることが判明
- ・いずれも行為規制上の新電力情報は含まれておらず、北陸電力側で不正利用（小売業務での利用や私的利用等）した実績はないことを確認済。なお、事案判明後、当該情報を北陸電力側で表示されないよう対応済

| | 電柱敷地管理の 情報 | 電柱添架契約の 情報 | 電柱等支障移設の 情報 |
|-------------------|------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 表示されていた 情報 | 電柱敷地契約者の 「氏名、住所、電話 番号、口座情報」等 | 電柱添架契約の契約者の 「氏名、住所、電話番号」 保安全管理責任者の 「氏名、住所、電話番号」等 | 電柱等支障移設申込 者の「氏名、工事場 所（住所）」等 |
| 北陸電力側で 閲覧された件数 | 617件 (閲覧者数:146人) | 0件 (閲覧者数:0人) | 56件 (閲覧者数:19人) |

◆再発防止策

- ・今般判明した事案はいずれも、2020年4月の分社当時には、行為規制上の情報遮断には留意していたが、個人情報の情報遮断に関しては、誤送付や持ち出し等の防止に対する認識はあったものの、北陸電力から閲覧できるシステム画面上に個人情報が表示されることへの問題認識が薄かったことから、情報遮断の検討対象から漏れていたもの
- ・個人情報の適切な取扱いを徹底していくため、以下の再発防止策を着実に実施
 - ・システム改修時の関係部門での連携強化
 - ・内部監査の強化およびアクセス制御の継続的な見直し
 - ・個人データの取扱いに係る研修の実施
- ・また、再発防止策の確実な実施に向けて、3線ディフェンスを意識した体制における着実なPDCAの実施や、社長を委員長とする法令遵守委員会における継続的な検証により、個人情報の適切な取扱いへの不断の取組みを継続

以上